# 令和６年第１１回京田辺市教育委員会定例会議事日程

令和６年１１月２０日（水）
午前１０時開会
市役所３階３０５会議室

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 開会宣告 | | |
| 2 | 議事日程報告 | | |
| 3 | 日程第１ | 教育行政報告 | |
| 4 | 日程第２ | 議案第５１号 | 京田辺市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正について |
| 5 | 日程第３ | 議案第５２号 | 京田辺市生涯学習推進協議会委員の委嘱について |
| 6 | 日程第４ | 協議 | 財産取得について |
| 7 | 日程第５ | 協議 | 令和６年度京田辺市一般会計補正予算（第４号）(案)について |
| 8 | 閉会宣告 | | |

令和６年第１１回教育委員会定例会出席者名簿

| | |
|---|---|
| 教育長 | 山岡　弘高 |
| 委員（教育長職務代理者） | 藤原　孝章 |
| 委員 | 上村　真代 |
| 委員 | 伊東　明子 |
| 委員 | 藤井　　直 |

---

■説明のために出席を求めた者

教育委員会事務局

| | |
|---|---|
| 教育部長 | 櫛田　浩子 |
| 教育指導監<br>（こども・学校サポート室長　事務取扱兼務） | 片山　義弘 |
| 教育部副部長<br>（教育総務室長　事務取扱兼務） | 古谷　隆之 |
| 教育総務室担当課長 | 平岡　孝章 |
| こども・学校サポート室総括指導主事 | 勝又　靖志 |
| 学校教育課長 | 田原　　暁 |
| 学校給食課長<br>（学校給食センター所長　事務取扱兼務） | 西村　　明 |
| 社会教育課長<br>（中央公民館長　事務取扱兼務） | 出島　ケイ |
| 社会教育課担当課長<br>（中央図書館長　事務取扱兼務） | 七五三　和広 |

■事務局書記職員

| | |
|---|---|
| 教育総務室総務係長 | 近藤　隆充 |
| 教育総務室再任用主査 | 鈴木　勝浩 |

# 令和６年第１１回京田辺市教育委員会定例会

## 教 育 行 政 報 告

R06/10/17 ～　R06/11/20

１．教育行政報告

10月

| | | | |
|---|---|---|---|
| 17日 | （木） | 第３７回城南地区園児大会（私立幼稚園連盟） | 山城総合運動公園 |
| 19日 | （土） | 京田辺市音楽家協会アンサンブル体験会審査員 | 中央公民館 |
| 20日 | （日） | 〃 | 〃 |
| 21日 | （月） | 決算特別委員会（総括質疑） | 委員会室 |
| 22日 | （火） | 市指導主事計画訪問（上村委員） | 普賢寺幼稚園 |
| 24日 | （木） | 市指導主事計画訪問（藤原委員･藤井委員） | 大住小学校 |
| | | 近畿都市教育長協議会研究協議会 | 和歌山県新宮市 |
| 25日 | （金） | 〃 | 〃 |
| 27日 | （日） | 第４０回京田辺市マラソン大会 | 田辺木津川運動公園 |
| 29日 | （火） | 市指導主事計画訪問（伊東委員） | 田辺中学校 |
| | | 市民まつり実行委員会第6回総会 | 全員協議会室 |
| 30日 | （水） | 市議会本会議（閉会） | 議場 |
| 31日 | （木） | 辞令交付式 | 教育長室 |
| | | 経営会議 | 全員協議会室 |

11月

| | | | |
|---|---|---|---|
| 3日 | （日） | 教育委員会表彰式 | 中央公民館 |
| | | 京田辺市民まつり２０２４（たなフェス） | 京田辺市役所周辺 |
| 5日 | （火） | 市指導主事計画訪問（藤井委員） | 田辺東幼稚園 |
| | | 辞令交付式 | 教育長室 |
| 6日 | （水） | 市小学校児童陸上運動交歓記録会 | 山城総合運動公園 |
| 7日 | （木） | 京都田辺ロータリークラブ贈呈式 | 培良中学校 |
| | | 令和６年度第３回京田辺市学校教育審議会 | 305会議室 |
| 8日 | （金） | 市指導主事計画訪問（上村委員・伊東委員） | 薪小学校 |
| | | 府内市町（組合）教育委員会研修会 | 京都府庁 |
| 12日 | （火） | 第２回山城地方教育長会議 | 府田辺総合庁舎 |
| | | 山城教科用図書採択地区協議会 | 〃 |
| 13日 | （水） | 全国都市教育長協議会第４回理事会 | 東京都 |
| 15日 | （金） | 市指導主事計画訪問（藤原委員・上村委員） | 田辺小学校 |
| | | 市立小・中学校長会議 | 403会議室 |
| | | 戦没者追悼式 | 中央公民館 |
| 18日 | （月） | 経営会議 | 305会議室 |
| 19日 | （火） | 共生を考える集い | 社会福祉センター |
| 20日 | （水） | 第１１回教育委員会定例会 | 305会議室 |

議案第５１号

京田辺市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正について

京田辺市教育委員会教育長事務委任規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和６年１１月２０日　提出

京田辺市教育委員会教育長　　山　岡　　弘　高

（提案理由）

本件は、教育長の臨時代理に係る規定を整備するほか、事務の委任に係る規定の見直しなど所要の改正を行うため提案するものである。

# 京田辺市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正について

## １　改正概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条において、長が予算案を作成する際、査定等の手続とは別にあらかじめ教育委員会の意見を聴かなければならないと定められているが、予算編成に係る期間に教育委員会を開催する時間的余裕がないため、当該規定に対応するため、教育長の臨時代理に係る規定を整備するほか、事務の委任に係る規定の見直しなど所要の改正を行うもの。

## ２　改正内容

### （１）事務の委任に係る規定の見直し

ア　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２５条第２項第６号及び第２７条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園に関する意見聴取に係る規定を追加（第２条第６号）

イ　教育財産の取得に係る規定を市議会への提出要件へ見直し（第２条第９号）

ウ　工事計画の策定に係る規定を削除（第２条第１０号）

### （２）臨時代理に係る規定の追加

急施事件等について、臨時会を招集する暇がない場合でも対応できるよう、教育長の臨時代理に係る規定を追加（第５条）

## ３　施行期日

令和７年１月１日

京田辺市教育委員会規則第　　号

京田辺市教育委員会教育長事務委任規則の一部を改正する規則（案）

京田辺市教育委員会教育長事務委任規則（平成１２年京田辺市教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第６号を次のように改める。

（６）　法第２７条及び第２９条に規定する意見の申出に関すること。

第２条第９号を次のように改める。

（９）　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第８号の条例で定める財産の取得に係る法第２８条第２項の申出に関すること。

第２条中第１０号を削り、第１１号を第１０号とし、第１２号から第１７号までを１号ずつ繰り上げる。

第４条の次に次の１条を加える。

（臨時代理）

第５条　教育長は、緊急やむを得ない場合において、委員会を招集する暇がないときは、第２条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。この場合において、教育長は、次の会議にこれを報告し、その承認を受けなければならない。

附　則

この規則は、令和７年１月１日から施行する。

# 京田辺市教育委員会教育長事務委任規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

| 改正案 | 現　行 | 改正理由 |
| --- | --- | --- |
| （事務の委任）<br>第２条　委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。<br>（１）～（５）　（略）<br>（６）　法第２７条及び第２９条に規定する意見の申出に関すること。<br>（７）及び（８）　（略）<br>（９）　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第８号の条例で定める財産の取得に係る法第２８条第２項の申出に関すること。<br>（１０）～（１６）　（略）<br>（臨時代理）<br>第５条　教育長は、緊急やむを得ない場合において、委員会を招集する暇がないときは、第２条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。この場合において、教育長は、次の会議にこれを報告し、その承認を受けなければならない。 | （事務の委任）<br>第２条　委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。<br>（１）～（５）　（略）<br>（６）　教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。<br>（７）及び（８）　（略）<br>（９）　１件５００万円以上の教育財産の取得を市長に申し出ること。<br>（１０）　１件５００万円以上の工事計画を策定すること。<br>（１１）～（１７）　（略） | 事務の委任に係る規定の見直し<br><br>臨時代理に係る規定の追加 |

予算編成手続における「教育委員会の意見聴取」について
（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条関係）

**資料**

## ○関係条文

（教育委員会の意見聴取）

第２９条　地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

［行政実例］

本条は、事務当局による予算見積に関する聴取、査定等の手続と別個に、長が当該予算案そのものを作成する場合に、あらかじめ教育委員会の意見を聞かなければならないことを定めたものと解する。（昭和３１年１１月２９日委初３３１初等中等局長通知）

## ○事務の流れ（当初、補正共通）

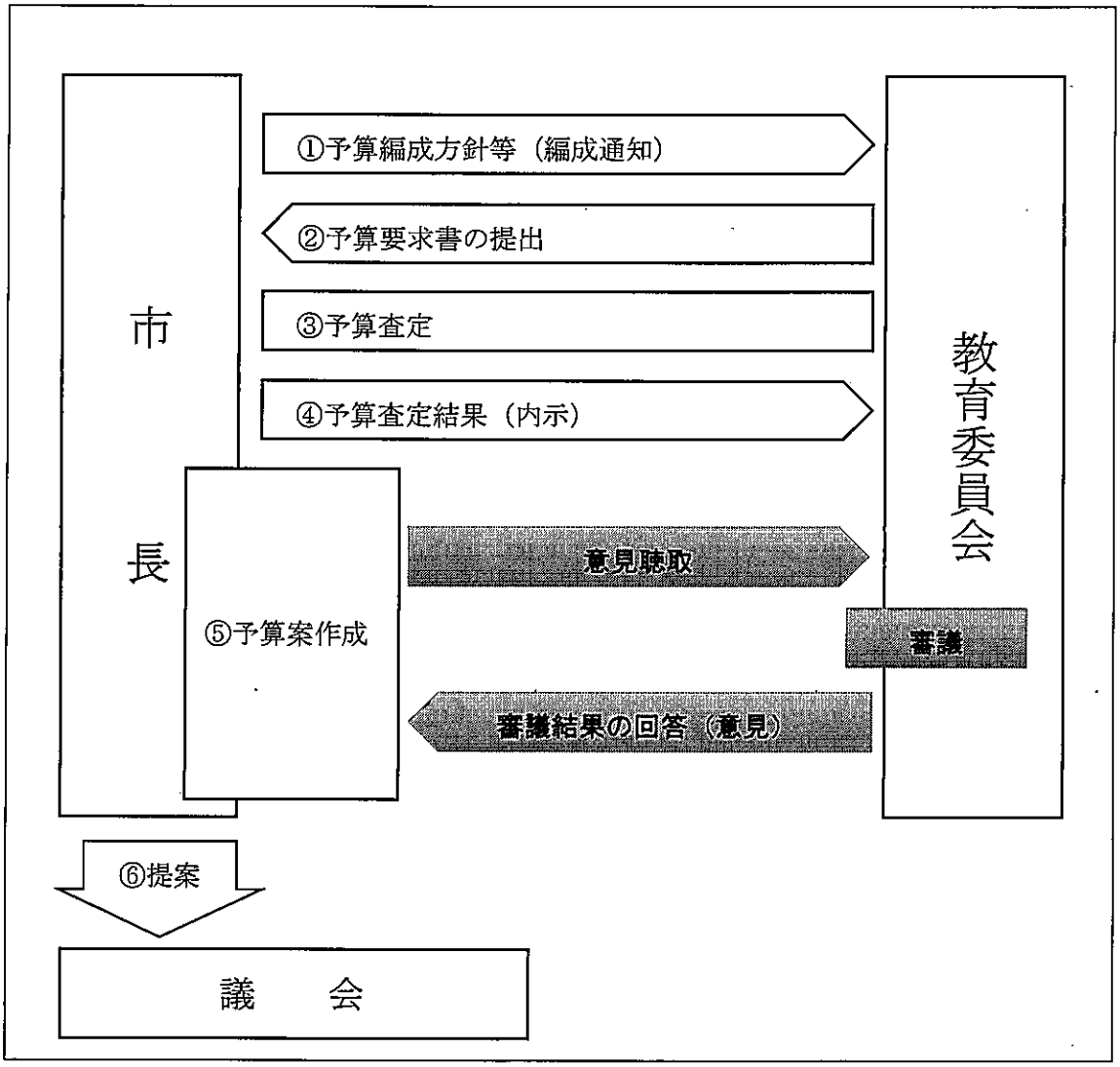

○現行の事務の流れ（当初、補正共通）

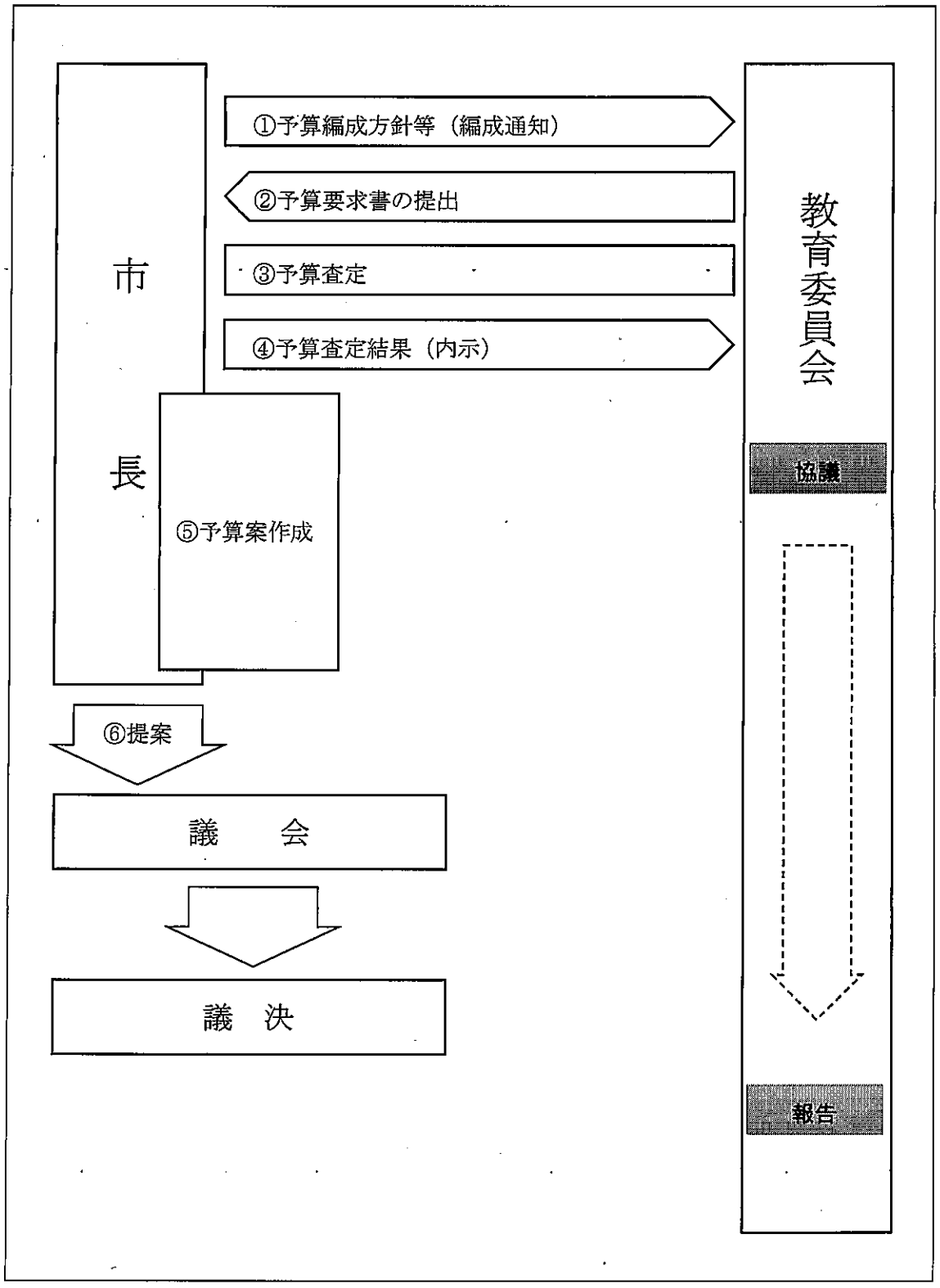

○見直し後の事務の流れ

※「京田辺市教育委員会教育長事務委任規則」の改正の上、実施するものとする。

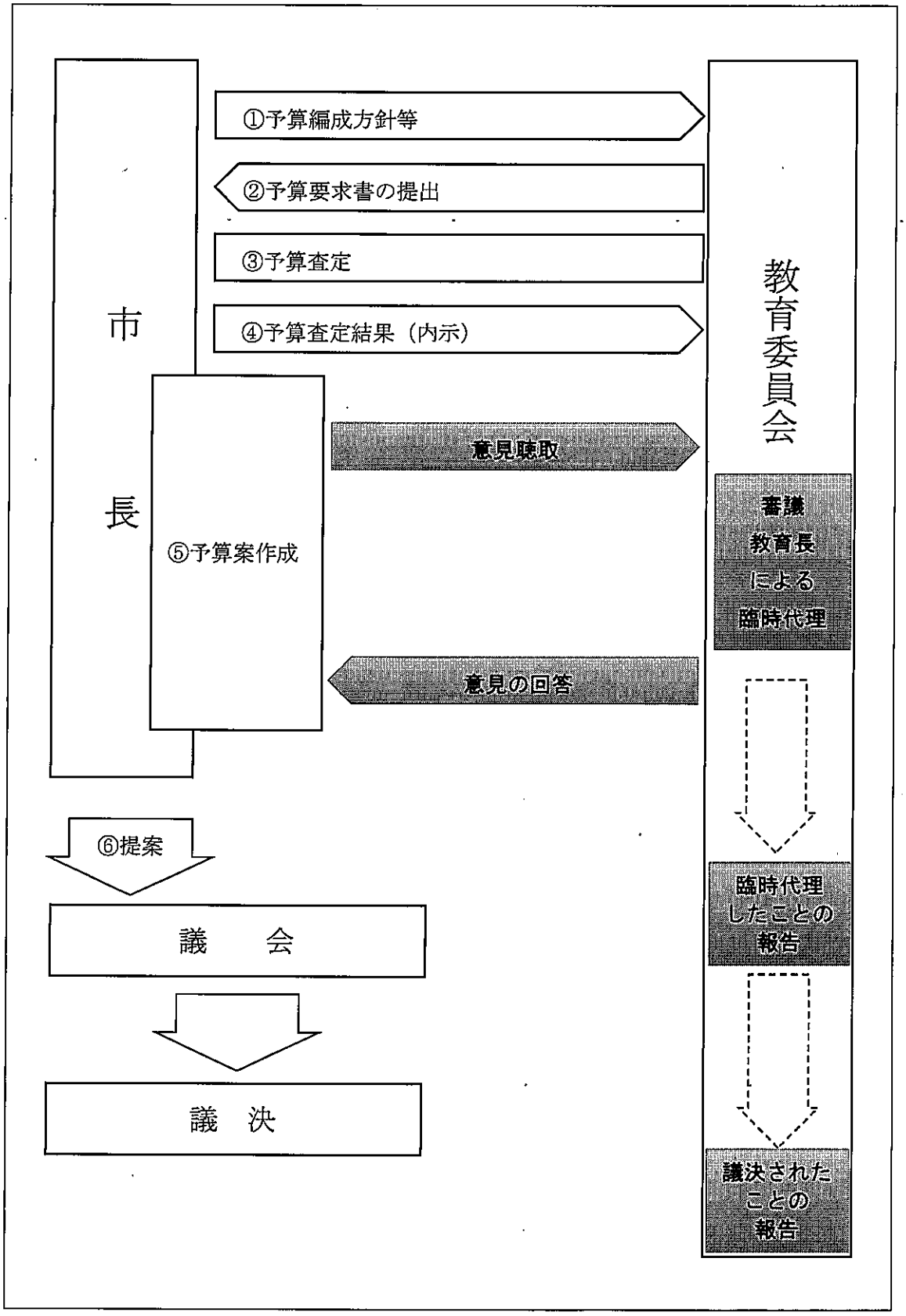

# ○京田辺市教育委員会教育長事務委任規則

平成１２年２月１５日

教育委員会規則第２号

（趣旨）

第１条　この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号。以下「法」という。）第２５条第１項の規定に基づき、教育委員会（以下「委員会」という。）が教育長に委任する事務について必要な事項を定めるものとする。

（事務の委任）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（１）　教育行政の運営に関する一般方針を定めること。

（２）　委員会規則その他委員会の定める規程の制定又は改廃を行うこと。

（３）　委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止を決定すること。

（４）　委員会及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

（５）　法第２６条の規定による点検及び評価に関すること。

（６）　教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。

（７）　委員会の行う表彰に関すること。

（８）　委員会の所管に属する学校その他の教育機関の敷地を選定すること。

（９）　１件５００万円以上の教育財産の取得を市長に申し出ること。

（１０）　１件５００万円以上の工事計画を策定すること。

（１１）　学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。

（１２）　学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱すること。

（１３）　府費負担教職員の任免その他人事に関することについて内申すること。

（１４）　府費負担教職員の服務監督の一般方針を定めること。

（１５）　教科用図書を採択すること。

（１６）　法令に基づく各種委員を委嘱すること。

（１７）　その他異例に属するもの又は特に重要と認められる事項

（専決事項）

第３条　前条の規定にかかわらず、委員会は、次に掲げる事務を教育長に専決させることができる。

（１）　前条第４号に規定する事務のうち、京田辺市職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和４７年京田辺市規則第５号）別表第１教育委員会の事務部局の項に規定する職以外の職にある者の任免その他の人事（分限処分及び懲戒処分を除く。）に関すること。

（２）　前条第１３号に規定する事務のうち、校長及び教頭以外の職にある者の任免その他の人事に関することについて内申すること。

２　教育長は、前項の規定により専決した事項について、次の会議に報告しなければならない。

（委員会の会議への報告）

第４条　教育長は、委任された事務の管理及び執行の状況について、随時、会議において、報告しなければならない。

附　則

この規則は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則（平成１５年３月２７日教委規則第５号）

この規則は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年３月３１日教委規則第２号）

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年３月２７日教委規則第３号）

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年３月３１日教委規則第６号）

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年３月１９日教委規則第５号）

（施行期日）

１　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成２６年法律第７６号）附則第２条第１項に規定する旧教育長が同項の規定によりなお従前の例により在職する場合における委員長の辞職、委員長の報告、陳情、教育長の免職、教育委員会から教育長に委任された事務の報告、教育長の職務代理等並びに教育委員会の会議及びその傍聴については、なお従前の例による。

附　則（平成２７年８月１日教委規則第８号）抄

（施行期日）

１　この規則は、平成２７年８月１日から施行する。

附　則（平成２８年３月２３日教委規則第１２号）抄

（施行期日）

１　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年３月１４日教委規則第２号）抄

（施行期日）

１　この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月１７日教委規則第６号）抄

（施行期日）

１　この規則は、令和２年４月１日から施行する。

議案第５２号

京田辺市生涯学習推進協議会委員の委嘱について

京田辺市附属機関設置条例（平成２６年京田辺市条例第１号）第４条の規定により、別紙の者を京田辺市生涯学習推進協議会委員に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和６年１１月２０日　提出

京田辺市教育委員会教育長　　山　岡　　弘　高

（提案理由）

本件は、本市生涯学習推進協議会委員木下静子氏の任期が令和６年１２月２０日付で満了となることから、引き続き同氏を委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和６年１２月２１日から令和８年１２月２０日まで。

別紙

委嘱する者

| 委員区分 | 氏名 | 備考 |
| --- | --- | --- |
| その他教育委員会が適当と求める者 | 木下　静子 | 元社会教育委員 |

参考資料

京田辺市生涯学習推進協議会委員名簿

| 氏名 | 委員区分 | 任期 | 委嘱・任命の別 | 新任・再任の別 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 國生　壽 | 学識経験のある者 | R5.6.1<br>～R7.5.31 | 委嘱 | | 会長 |
| 柳田　昌彦 | 各種審議会を代表する者 | R5.6.1<br>～R7.5.31 | 委嘱 | | 副会長 |
| 有田　幸平 | 市議会議員 | R5.6.21<br>～R7.6.20 | 委嘱 | | |
| 森島　裕也 | 地域を代表する者 | R6.5.15<br>～R7.5.31 | 委嘱 | | |
| 細田　貴子 | 各種審議会を代表する者 | R5.6.1<br>～R7.5.31 | 委嘱 | | |
| 香村　和雄 | 各種関係団体を代表する者 | R5.6.1<br>～R7.5.31 | 委嘱 | | |
| 香村　毅 | 各種関係団体を代表する者 | R5.6.1<br>～R7.5.31 | 委嘱 | | |
| 溝渕久美子 | 各種関係団体を代表する者 | R5.6.1<br>～R7.5.31 | 委嘱 | | |
| 北尾　高亨 | 各種関係団体を代表する者 | R5.6.1<br>～R7.5.31 | 委嘱 | | |
| 林田　仁美 | 各種関係団体を代表する者 | R5.6.1<br>～R7.5.31 | 委嘱 | | |
| 草野謙太郎 | 各教育関係機関を代表する者 | R6.5.15<br>～R7.5.31 | 委嘱 | | |
| 朝田　邦裕 | 各教育関係機関を代表する者 | R5.6.1<br>～R7.5.31 | 委嘱 | | |
| 吉村　尊成 | その他教育委員会が適当と認める者 | R5.6.1<br>～R7.5.31 | 委嘱 | | |
| 木下　静子 | その他教育委員会が適当と認める者 | R6.12.21<br>～R8.12.20 | 委嘱 | 再任 | |

○京田辺市附属機関設置条例（抄）

平成２６年３月２８日

条例第１号

改正　平成２９年６月２８日条例第１５号

平成３０年３月２８日条例第４号

平成３１年３月２７日条例第１号

令和４年３月３１日条例第１２号

（委員）

第４条　附属機関は、それぞれ別表人数の欄に掲げる人数の委員で組織する。

２　委員は、それぞれの附属機関が担任する事務に応じて執行機関が適当と認める者のうちから、執行機関が委嘱し、又は任命する。

３　委員の任期は、それぞれ別表任期の欄に掲げる期間とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

別表（第２条―第４条関係）（抄）

| 執行機関 | 名称 | 担任事務 | 人数 | 任期 |
|---|---|---|---|---|
| 教育委員会 | 京田辺市生涯学習推進協議会 | 次に掲げる事項を協議すること。<br>（１）　生涯学習の推進に当たって、京田辺市生涯学習推進本部長が提起した事項に関すること。<br>（２）　地域、職場及び団体等への生涯学習の普及及び啓発に関すること。<br>（３）　その他生涯学習の推進に必要な事項に関すること。 | １５人以内 | ２年 |
| | 京田辺市就学相談委員会 | 次に掲げる事項<br>（１）　就学相談に必要な検査及び調査に関すること。<br>（２）　教育相談に関すること。 | ５０人以内 | ２年 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | （３）　障害児の教育保障に係る啓発に関すること。<br>（４）　教育委員会、学校その他関係機関との連絡及び提携に関すること。<br>（５）　その他委員会の目的達成に必要な事項に関すること。 | | |

# ○京田辺市生涯学習推進協議会規則

平成２６年４月１日

教育委員会規則第４号

（趣旨）

第１条　この規則は、京田辺市附属機関設置条例（平成２６年京田辺市条例第１号）第７条の規定に基づき、京田辺市生涯学習推進協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員の構成）

第２条　委員の構成は、次のとおりとする。

（１）　市議会議員

（２）　地域を代表する者

（３）　各種審議会を代表する者

（４）　各種関係団体を代表する者

（５）　各教育関係機関を代表する者

（６）　学識経験のある者

（７）　その他教育委員会が適当と認める者

（会長及び副会長）

第３条　協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　協議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの協議会は、教育委員会が招集する。

２　会長は、会議の議長となる。

３　協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

４　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

５　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第５条　協議会の庶務は、教育委員会事務局社会教育担当課において処理する。

（委任）

第６条　この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

協議

財産取得について

京田辺市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、別紙のとおり教員用タブレット端末等を取得することについて、地方自治法第９６条第１項第８号の規定により、議会の議決を求めるため、協議する。

令和６年１１月２０日　提出

京田辺市教育委員会教育長　　山　岡　弘　高

（協議理由）

本件は、ＧＩＧＡスクール構想（第２期）に向けて、京田辺市立小学校、中学校等において教員が学習指導に供するタブレット端末等を取得することについて、京田辺市議会定例会に提案するため、協議するものである。

１　取得する財産及び数量

タブレット端末４３０台、タッチペン４３０本、タブレット端末管理用端末１台、周辺機器及び関連ソフトウェア一式

２　配置場所

京田辺市立小学校、中学校等

３　取得の相手方

所在地　京都府京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町５９５－３

氏　名　富士電機ＩＴソリューション株式会社　京都支店

支店長　田丸　哲也

４　取得の方法

指名競争入札

５　取得の金額

３７，９５０，０００円

# 入 札 結 果 表

（物件名）京田辺市立小・中学校　ＧＩＧＡスクール構想（第2期）教員用タブレット端末等の調達

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 入札担当所属 | 教育部学校教育課 | | | | |
| 種　　別 | 物品（備品） | 業務担当所属 | 教育部学校教育課 | | |
| 入札日時場所 | 令和６年１０月２３日 | | 京田辺市役所庁舎３０２会議室 | | |
| 入札区分 | 指名競争入札 | 納　　期 | 令和７年３月３１日 | | |
| 物品概要 | タブレット端末４３０台、タッチペン４３０本、タブレット端末管理用端末１台、周辺機器及び関連ソフトウェア一式、設定作業一式 | | | | |
| 税抜予定価格 | 44,243,000 円 | 入札参加業者数 | ２社 | 最低制限価格 | 無 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 落札業者 | 住　所 | 京都府京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町５９５－３ | | |
| | 業者名 | 富士電機ＩＴソリューション株式会社　京都支店 | | |
| | 代表者 | 田丸　哲也 | | |
| 落札金額 | 37,950,000 円（税込） | 入札結果 | 落札 | |

| 業者名 | | 入札書記載金額（第１回） | 入札書記載金額（第２回） | 判定 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 富士電機ＩＴソリューション株式会社　京都支店 | 34,500,000 | | 落札 |
| 2 | キステム株式会社　京都支社 | 38,670,000 | | |
| － | Ｓｋｙ株式会社 | 辞退 | | |
| － | 株式会社内田洋行ＩＴソリューションズ　関西支店 | 辞退 | | |
| － | 株式会社大塚商会　京都支店 | 辞退 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

# ○京田辺市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

昭和３９年３月３０日
条例第１１号

（趣旨）

第１条　京田辺市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

（議会の議決に付すべき契約）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第９６条第１項第５号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格１５０，０００千円以上の工事又は製造の請負とする。

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第３条　法第９６条第１項第８号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格２０，０００千円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、１件５，０００平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

附　則

この条例は、昭和３９年４月１日から施行する。

附　則（昭和５２年１２月２４日条例第２７号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和６２年１０月１３日条例第１４号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の田辺町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定は、昭和６１年５月３０日から適用する。

附　則（平成５年５月１９日条例第１８号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成８年１２月２６日条例第２８号）

この条例は、田辺町が市となる日〔平成９年４月１日〕から施行する。

○地方自治法（抄）

〔議決事件〕

第九十六条　普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

一　条例を設け又は改廃すること。

二　予算を定めること。

三　決算を認定すること。

四　法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。

五　その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

六　条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

七　不動産を信託すること。

八　前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

九　負担付きの寄附又は贈与を受けること。

十　法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

十一　条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。

十二　普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において同じ。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

十三　法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

十四　普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。

十五　その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

②　前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

○地方自治法施行令（抄）

〔地方自治法第九十六条第一項第五号及び第八号に規定する基準〕

第百二十一条の二の二　地方自治法第九十六条第一項第五号に規定する政令で定める基準は、契約の種類については、別表第三上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

②　地方自治法第九十六条第一項第八号に規定する政令で定める基準は、財産の取得又は処分の種類については、別表第四上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

別表第四（第百二十一条の二の二関係）

| | | 千円 |
|---|---|---|
| 不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が都道府県にあつては一件二万平方メートル以上、指定都市にあつては一件一万平方メートル以上、市町村にあつては一件五千平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払い | 都道府県 | 七〇、〇〇〇 |
| | 指定都市 | 四〇、〇〇〇 |
| | 市 | 二〇、〇〇〇 |
| | 町村 | 七、〇〇〇 |

協議

令和６年度京田辺市一般会計補正予算（第４号）（案）について

令和６年度京田辺市一般会計補正予算（第４号）（案）について協議する。

令和６年１１月２０日　提出

京田辺市教育委員会教育長　　山　岡　　弘　高

（協議理由）

本件は、令和６年度京田辺市一般会計補正予算（第４号）を編成するにあたり、教育に関する部分について、教育委員会に意見を求めるものである。

## 1　令和６年度一般会計補正予算第４号 教育関係予算（案）

（単位：千円、％）

| | 補正後<br>(A) | 補正前<br>(B) | 補正要求額<br>(A)-(B) | 増減率<br>% | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 教育費 | 4,346,813 | 4,332,854 | 13,959 | 0.3 | |
| 教育総務費 | 715,788 | 715,788 | － | 0.0 | |
| 教育委員会費 | 3,652 | 3,652 | － | 0.0 | |
| 事務局費 | 411,486 | 411,486 | － | 0.0 | |
| 情報教育推進費 | 195,650 | 195,650 | － | 0.0 | |
| 教育施設管理費 | 105,000 | 105,000 | － | 0.0 | |
| 小学校費 | 1,488,978 | 1,485,434 | 3,544 | 0.2 | |
| 学校管理費 | 867,131 | 863,587 | 3,544 | 0.4 | |
| 教育振興費 | 124,621 | 124,621 | － | 0.0 | |
| 学校建設費 | 497,226 | 497,226 | － | 0.0 | |
| 中学校費 | 623,085 | 617,404 | 5,681 | 0.9 | |
| 学校管理費 | 547,185 | 541,504 | 5,681 | 1.0 | |
| 教育振興費 | 75,900 | 75,900 | － | 0.0 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 幼稚園費 | 900,362 | 900,362 | - | 0.0 | |
| 幼稚園管理費 | 526,565 | 526,565 | - | 0.0 | |
| 教育振興費 | 373,797 | 373,797 | - | 0.0 | |
| 社会教育費 | 618,600 | 613,866 | 4,734 | 0.8 | |
| 社会教育総務費 | 397,306 | 397,306 | - | 0.0 | |
| 公民館費 | 27,466 | 27,466 | - | 0.0 | |
| 図書館費 | 98,000 | 98,000 | - | 0.0 | |
| 留守家庭児童会育成事業費 | 95,828 | 91,094 | 4,734 | 5.2 | |

２ 令和6年度一般会計補正予算第4号(案) 内訳

| No | 項 | 目 | 事業名 | 予算額<br>千円 | 内容 | 所属 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 小学校費 | 学校管理費 | 小学校管理運営事業 | 3,544 | 次年度学級増に伴う指定備品の購入を行うもの。<br>（小学校　５学級） | 学校教育課 |
| 2 | 中学校費 | 学校管理費 | 中学校管理運営事業 | 5,681 | 次年度学級増に伴う指定備品の購入を行うもの。<br>（中学校　７学級） | 学校教育課 |
| 3 | 社会教育費 | 留守家庭児童会育成事業費 | 留守家庭児童会運営事業 | 4,734 | 薪留守家庭児童会施設増築に伴い、備品の購入及び機械警備の整備を行うもの。<br>（備品4,480千円　機械警備56千円）<br>また、留守家庭児童会支援員等の就業シフトについて、その事務の効率化を図るため、AIソフトの導入を図るもの。<br>（198千円） | 社会教育課 |

３ 令和6年度一般会計補正予算第4号(案) 債務負担行為

| No | 事業名 | 限度額<br>千円 | 内容 | 所属 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 小中学校及び幼稚園健康管理事業 | 3,200 | 園児児童生徒の尿検査について委託（手数料）により実施するもの。<br>【債務負担行為：令和６年度～７年度】 | 学校教育課<br>保育幼稚園課 |
| 2 | 小学校水泳授業児童輸送運行管理事業 | 20,200 | 小学校における水泳授業を民間施設で実施するため児童を送迎するバスを借り上げるもの。<br>【債務負担行為：令和６年度～７年度】 | 学校教育課 |
| 3 | 京田辺市学校施設長寿命化計画改定等事業 | 31,009 | 「新しい学校づくりプラン」策定にあわせ、現行の学校施設長寿命化計画の改定を行うもの。<br>【債務負担行為：令和６年度～７年度】 | 学校教育課 |
| 4 | 学校給食食材調達事業（１学期用物資） | 91,800 | 学校給食食材（副食）の調達を行うもの。<br>（副食：給食のうち主食及び牛乳を除く）<br>【債務負担行為：令和６年度～７年度】 | 学校給食課 |
| 5 | 図書館司書派遣委託事業 | 24,400 | 図書館業務の安定的運営を図るため、司書資格を有する派遣職員を配置するもの。<br>【債務負担行為：令和６年度～７年度】 | 社会教育課<br>（中央図書館） |